

育児支援ヘルパー利用者みなさまへ ～ご利用前に必ずお読みください！～



この制度は、妊娠中または出産後間もないため、心身がすぐれないお母さんを支援するためのものとして、皆さまにご利用いただいております。

利用前確認チェックリスト

①キャンセル料について

利用予定日の前日午後 5 時まで中止・変更の連絡がなかった場合は、下表のキャンセル料が発生します。この場合、キャンセルした回数は派遣回数に含みません。

⇒利用の中止・変更をする際は、できるだけ早く、必ず事業所に連絡してください。

※事業所により、土・日・祝日が休みで連絡がつかない場合がありますので、ご注意ください。

	利用区分	キャンセル料	
		1 時間まで	1 時間を超え 2 時間まで
①	平日・日中（午前 8 時～午後 6 時）の予定	1,800 円	3,100 円
②	平日・夜間（午後 6 時～午後 8 時）の予定	2,100 円	3,700 円
③	土日祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）・日中及び夜間の予定		

※ 天災などやむを得ない事情がある場合、派遣を中止することがありますので、ご了承ください。

※ なお、表①と②の利用区分の時間帯をまたいだ利用を予定していた場合は、「1 時間まで」のときは、30 分を超えて、「1 時間を超え 2 時間までのとき」は、1 時間を超えて利用する時間帯の属する利用区分とします。ただし、表①と②の利用予定時間が同じ場合は、表①の利用区分とします。

②赤ちゃんのお世話・預かりはできません

この事業は、乳幼児を養育する方の支援が目的であることから、ヘルパーはお手伝いが中心となります。また、養育者が自宅に不在の状態、赤ちゃんのお世話や子守りをすることはできません。

③利用内容の変更・中止の際は各区子育て支援課へ連絡してください

以下の項目についての変更又は利用自体の中止を希望する際は、必ず各区子育て支援課へ連絡をしてください。

変更項目 ・住所 ・世帯区分 ・支援内容 ・派遣事業所
・利用承認期間 ・利用の限度回数

④利用承認期間中に課税区分の変更により利用料が変更する可能性があります

毎年 6 月に子育て支援課で利用者の課税状況を確認し、世帯区分変更（＝利用料の変更）がないか確認します。変更がある場合は、子育て支援課より 6 月中に利用料変更の通知があり、7 月より新料金が適用されます。

変更ありの場合 6 月中に、お住まいの区の子育て支援課より通知を送付します。
→7 月から利用料が変更します。

変更なしの場合 通知はありません。

⑤年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の利用はできません

事業所の派遣可能な曜日であっても、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの間）は派遣できません。（派遣の必要があると特に認められる場合は、この限りではありません。）